

## ○ 労働基準法第 41 条の 2 第 1 項第 2 号ロ

労働契約により使用者から支払われると見込まれる賃金の額を 1 年間当たりの賃金の額に換算した額が基準年間平均給与額（厚生労働省において作成する毎月勤労統計における毎月きまって支給する給与の額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。）の3 倍の額を相当程度上回る水準として厚生労働省令で定める額以上であること。

## ○ 省令案要綱

- ・ 基準年間平均給与額は、毎月勤労統計における毎月きまって支給する給与の額の 1 月分から 12 月分までの各月分の合計額とする。
- ・ 厚生労働省令で定める額は、1075 万円とする。

| 基準年間平均給与額<br>(毎月勤労統計における毎月きまって支給する給与 平成 29 年 1 月～12 月の合計) |                      |
|---|----------------------|
| 公表値   | 再集計値 (1/11 公表)       |
| <u>3, 129, 249 円</u>                                      | <u>3, 148, 734 円</u> |